公害防止協定書の廃止について

いなべ市（以下「甲」という。）と、　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、乙の操業する工場の公害防止対策について、平成　　年　　月　　日付、　　町と乙との間で「公害防止協定書」を締結しているところであるが、社会情勢・関係法令等の改正等及び設備の廃止・増設等による事項を追加修正するため、令和　　年　　月　　日付で新たに甲と乙の間で「環境保全協定書」を締結するため、現在締結している公害防止協定については、令和　　年　　月　　日をもって廃止する。

この証として、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえそれぞれその１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　三重県いなべ市北勢町阿下喜３１番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　いなべ市長　　日　　沖　　　　靖

　　　　　　　　　　　　　　　　　乙